

ガラス温室内の洗浄作業中、一酸化炭素中毒

本災害は、ガラス温室の室内を、エンジン式の高圧洗浄機で洗浄する作業中に発生した。

ガラス温室の床、壁、窓汚れの洗浄作業を行うため、温室内にエンジン式の高圧洗浄機を持ち込み作業を行っていたところ、高圧洗浄機を操作していた被災者 A、デッキブラシで床の清掃作業を行っていた B 及び水まき作業を行っていた C が体調不良を訴えた。体調不良は訴えなかったものの同室内で構造物の撤去作業を行っていた D を含む、4 名が救急車で搬送され、一酸化炭素中毒と診断された。



この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 自然換気が不十分なガラス温室内で、内燃機関を有する高圧洗浄機を使用させたこと。
- 2 上記状態の中での作業において、一酸化炭素中毒防止のために強制換気等の措置を講じていなかったこと。
- 3 内燃機関を有する高圧洗浄機を使用させるにあたり、一酸化炭素中毒防止のための安全衛生教育を行っていなかったこと。

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 屋内作業場においては、内燃機関を有さない高圧洗浄機を使用すること。
- 2 内燃機関を有する高圧洗浄機を使用する場合は、窓を開放して自然換気を行い、かつ、ポータブルファン等による機械換気を十分に行うこと。
- 3 関係労働者に対し、一酸化炭素中毒防止のための安全衛生教育を徹底すること。
- 4 リスクアセスメントを実施すること。